

平成28年6月6日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 松 井 佳奈江 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年6月6日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第27号～議案第33号)

追加日程第1 上峰町議会議長の不信任決議案

午前9時30分 開議

○議長（碓 勝征君）

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

まず、私のほうから先日の関係で御報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

先日、7番議員の吉富隆議員のほうから動議の発議がございました。

この問題につきましては、それぞれ経過の内容が関連してありますので、私のほうからこの関連の経緯を公開と申しますか、住民を代表する立場として丁寧に説明を申し上げたいと、経緯を説明してまいりたいと思っておりますので、御清聴いただきたいというふうに思います。

まず、一連の流れでございますけれども、皆さん御承知のとおり、上峰町に倫理条例という条文がございます。その中に、議員は5月31日までに納税証明書の提出をするということになっておるわけでございます。この中で、1名の方の提出がおくれたということがございました。

この内容につきましては、本人の配偶者の母親が重病、危篤状態ということで他県に行かれて、提出がおくれたという経緯が一つございます。それは、1日おくれでもそれは違反じゃないかという主張がされておるわけでございますけれども、やはり緊急、不測事態を考えて、この倫理条例につきましても中身を精査する必要があるというふうに思います。

この納税証明書の提出につきましては、1名の方がおくれたということで、8月10日の全協で整理の上、本人から9月の定例最終日に辞任するというように決まった経緯がございました。そういう流れが一つございました。

それから、実は7月24日の日に臨時議会が開かれました。この会の閉会間際に、吉富議員より暫時休憩動議が出されました。

続きまして、私、碓より公開原則に基づいて議場で議論すべきじゃないかの動議を出しました。

大川議長より、双方の賛否をとられまして、拮抗して同数になった経緯がございます。同数になったときは議長が決するというようになっております。大川議長は、碓議員の動議に賛成し、5対4になり、議場で公開議論という経緯になったわけでございます。

その中で、吉田議員より大川議長へ「全員協議会ですね」と確認をされたわけですが。大川議長は「全協です」と答え、吉田議員より確認をされて、町の倫理条例のことで、「倫理とは」ということで吉富議員のほうに「どう解釈されますか」という質問がなされたわけでございます。

吉富議員は、議場では議員に質問することはされんだろうという主張がございました。しかし、あの場面では全協に切りかわっているということで、議場でも了解があれば全協の開催は可能であるということにはなりません。

この取り扱いは、吉田議員は全協時の発言の主張、吉富議員は全協に切りかわっていないという主張ですね。私としては、臨時会はやはり閉会宣言をしてから対応すべきであったということだと思います。大川氏は、このことを含めて議会運営の責任をとり、議長を辞任されたという経緯がございます。

次に、これらの経過は5月31日、6月1日提出、それから、7月24日の臨時議会のこれらを踏まえて、27年9月11日の第3回定例会の最終日に討論、採決後、大川議長より辞任する申し出を受けて、全員で了解、承認をした経緯になっております。もろもろの諸問題を含めて辞任をされているということでございます。

それから、明けまして28年1月6日に一町民さんから私宛てに投書が来ました。これにつきましては、漆原議員が町防衛協会の公金を流用しているとのうわさがあると。議長、調査せよということございました。

私と副議長、事務局長より漆原議員へ聞き取りしましたところ、何も関係していない、知らないということの経緯がございました。

私より、防衛協会のことでございますので、防衛協会、それから事務局長さんに実は問い合わせをしました。問題があると。証拠を持っていると。このことについては、警察、弁護士等へ相談することになっているということを私確認——確認といいますか、聞き取りをしたわけでございます。

私より、そういう防衛協会の役員の方からの考えがこういうふうにあるということで、私は議長として、漆原議員は関係ないということをおっしゃっておりますので、しかし、こういう防衛協会の動きがあるということをお伝えしたところでございます。

ところが、議長が圧力をかけたと、議会に持ち込むべきではないということで、これは吉富議員と漆原議員のほうから私に対するこのことで議長は失格だと、やめてもらいたいと、そういう意見を受けたわけでございます。

私は議長として、議会運営上、諸問題につきましては、皆さんに指導、説明する立場がございまして、そういう行動を起こしたわけでございます。

次に、この問題等々を含めて全協を何度となく重ねてまいったわけでございます。

去る2月15日の全協にて、9月11日に個人問題として終わっているはずなのに、吉富議員

の発議でこの問題は議会全体の責任であるという提案がなされたわけでございます。

中身としまして、議会総辞職すべきだと。これについては、賛成3、反対7と。

それからもう1つは、責任ある議会だから議会構成を変更し、全ての役職を返上の上、新議長のもとで運営すべきだという提案。これにつきましては、賛成5、反対4、中立1ということでした。

それから、私に対する圧力をかけたということで、議長失格だということも含めて提案がなされたわけでございます。

さらに、吉富議員のほうからこの対案を出せというようなこともございました。しかし、対案は出さないでございました。吉富議員のほうからは、この提案を受ければこの問題は水に流すと、なかったことにするということがございました。そういうことで、この3つの提案がなされたわけでございます

私の主張としましては、いわゆる議会構成は改選後の初議会か、役職に欠員が生じた場合に実施されるべきであると考えました。しかも、9月11日に全員で判断をし、承認をしている経過がございます。まさに個人問題で終わっているというふうに理解をしておりますけれども、全員協議会では私、碓に責任があるんじゃないかということで、責任にすりかえて多数決で議会構成変更、まずは私が行動を起こさないと構成変更はできませんので、私個人に責任があるということでしょう。そういうことで、議会構成の変更を押し切ろうということになっておるわけでございます。

次に、私はこのことを受けまして、顧問弁護士のほうに相談に行きました。安永顧問弁護士でございますけれども、いわゆる全協で議会構成変更の多数決5、4をとられても、法的には効力はないよと。法的にやめる必要はない。役職を返上する必要もない。そういうことは地方自治法上にも規定はないというお話をいただきました。

ただし、全会一致とか、皆さんの申し合わせ事項で全員の確認であれば、それは理解できるということでした。

この取り扱いにつきましては、議会総辞職とか、議会構成変更とか、こういうことについては、まさに理不尽であるということと、このことは個人問題で決着しているんじゃないかというお話もいただきました。

私は現在、議会の代表者でありますので、いわゆる各議員へ指導、説明する立場にございます。投書の件につきましても当然お伝えするということがございますので、そういうことを申しました。それはもう言語道断である、当然のことをやったまでではないかということでございます。

以上がこれまでの一つの流れでございます。よって、今回の吉富議員の動議については、議会の標準規則の中に動議の取り扱いの関係で、動議の提出時期の中に、議事の混乱を防ぐために議題議案の実質的審議に入っているときは、その議題議案に関連する動議、議事進行

上、必要な動議のほかは提出できないと、そういう条文が一つございます。

私も調査しまして、この動議については、いわゆる緊急性、先決性のある動議としては認められないので、6月3日の吉富議員の発言、私、碓の発言については削除すべきであると考えております。

なお、吉富議員の動議発言につきましては、後日、専門家に参考人招致いただき、事実関係、議事録等々、それぞれの言い分もございましょう。そういうことで参考人招致をいただく中で、共有、理解できるようにこの問題を取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、皆様の御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上で先日の関係の事柄を私のほうから御報告いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「議長」と呼ぶ者あり）

#### ○町長（武廣勇平君）

私からは、休憩をした立場としまして、先決性についての調査報告と、この議会の運営についての今後のために申し上げさせていただきたいと思ひます。

先決性については、内容、質、それぞれがこの提出議案を先決してまさに協議すべき内容かどうかを協議する場が必要にもかかわらず、先ほどそういう場もなく議事が進んでいることに大変私も憂慮したものでございまして、この場で憂慮している念を伝えながらではありませんけれども、先日、ここで私の意見について表明させていただきました。

しかしながら、先ほど議長発議にある考え方の中で、やはり議事進行についてはしっかり手続どおり進めていき、その他の先決性以外の分では協議が十分可能だと思いますので、まず、提出議案について説明を行い、議案審議、討論、採決と向かっていくべきだということを受けて、私自身は先日発言した内容について訂正、削除をさせていただきたいと、議事録からの削除をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。（「議長、今の報告に僕は異議があるんですが、発言よろしゅうございますか」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（碓 勝征君）

このことについて、もちろん異議ございましょうけれども、議事日程のこともありますので、私が申し上げたとおり、後日、しっかりとそこら付近の議論をしたいというふうに予定をしていきたいと思ひますので、御異論のことにつきましては、後日の会議の中でお願いをしていただきたいと思ひますので、まずはこの議事進行をですね、もちろん7番議員のほうも議案審議の妨げにならないようなふうに進めるということもお聞きいたしておりますので、御異議につきましては、別途話し合いの場をお願いしたいと思ひますけど。（「議長、武廣町長は発言を許可しているじゃないですか。内容も聞かずに発言させないというのはおかしくないですかね」「議長」「町長には言っていないよ、議長」「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

**○町長（武廣勇平君）**

私は先日、休憩をお願いしました。休憩を閉じて再開後に、その場を收拾するための議長発議後に、やはり発言について削除をお願いしなきゃいけないというふうに思いましたので、さきの議会における削除を依頼したところでございます。できれば手続どおり、その削除、訂正の手続をとっていただければというふうに思っております。（「あのですね、長く僕はいろいろと申し上げるわけじゃございませんが……」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

お許しをいただきましたので、一言だけ申し述べをさせていただきたい。

今、議長が言われるようなこと、町長さんからの報告等々については、私も理解をせんわけではない。しかしながら、僕が動議をかけたのは、議長の許可をいただいたから、議長としての見解をお尋ねしたんですよ。議会というのは議長中心なので、町長中心じゃございません。議長が許可しなけりゃ、何もできないんですよ、私たち議員は。議長の許可をいただいたので、議長の見解をお尋ねした。いろいろと申されたけれども、そういうことはお尋ねは僕はしていません。それを削除ということは、僕はあり得ないということだけを申し述べさせていただいて、議事進行を先にやっていただければというふうに考えております。

ただ、議会と行政の置かれておる立場というのは全然違うと思っています。議長さんも全国町村議長会に出席をされます。そのときにそういったお話は必ず出てきます。だから、御理解と思っています。議会とはそうなっていますからですね。

それと、うちは反問権はないんですよ。それだから、議長さん、理解をしておってください。

以上、申し述べさせていただいて終わりますが、議事進行を進めていただければと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

**○町長（武廣勇平君）**

先ほどの議長発議の中にございました、私が申し上げたいのは、議事進行を進めていく上でこういうやりとりが出てきます。それについては、議長の絶対的権限だという中で議員がお認めのとおりだと思いますけれども、削除の依頼も、やっぱり收拾するためにですよ、空転した議会を收拾するためをお願いをしております。それも認められず、かつ今、私自身が思ったのは、議長発言の中にございました参考人ですね、参考人を招致して、それぞれの見識をですね、議員の皆さんそれぞれお持ちのことを、私、客観的に聞いていて、いろいろ解釈と判断があると思いますよ。

例えば、議員が議員に発言してよいのかという質問については、その場がまさに全員協議会か本会議かの判断によるものだと思います。吉富議員が言われたのは、本会議場で議員が議員に質問してよいかについてはだめだと思いますし、全員協議会に切りかわったとされる吉田議員の発言については、吉田議員は全員協議会に切りかわったと議長さんに確認された

ものの、当時の議長さんの手続が不備だというふうに議長さんが申されたとおりであります。そういうことを一つ一つきちっと判断をするためにも、議長さんがただいま申されました議長発議に従って公聴会、参考人招致等の手続を進めていただくために、ここで公聴会、参考人招致を開いていただくために予算の提案の必要がございますので、議会運営委員会の開催を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長のほうから議会運営委員会、いわゆる私が報告しました参考人招致の関係で予算の関係が必要になりますので、そのことで議運の開催という要求が私に来ましたので、私のほうも議運のほうにそういうことを伝えていきたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

休憩。

午前 9 時 53 分 休憩

午後 2 時 31 分 再開

○議長（碓 勝征君）

それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。

日程第 1 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（碓 勝征君）

日程第 1. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

概要説明は町長のほうで終わっております。補足説明を求めていきます。

議案第 27 号の補足説明があれば求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第 27 号の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、国の地方税法の一部を改正する法律ほか関連法案が公布され、これにより本町の条例を改正する必要が生じ、差し迫った規定が含まれておりましたので、専決処分を行ったものでございます。

1 枚めくっていただきたいと思っております。

上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

第 10 条第 1 項中「前 3 条」を「第 6 条から第 8 条」までに改める。

附則につきましては、第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226条）第411条第2項の規定による公示（以下この項において「公示」という。）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「通知」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示又は通知された場合」に改める。

内容につきましては、次のページの新旧対照表をごらんください。

条項の改正の第10条ですけれども、右側の現行では、「書記は、」の次に「前3条」で規定されておりましたけれども、改正後では「第6条から第8条まで」に改め、具体的に条項で示されております。

また、附則の改正につきましては、去る3月定例議会で改正を行いました規定の適用時期につきまして、右側の現行では平成28年度以後から適用し、平成27年度までは従前の例によるとしておりましたけれども、行政不服審査法の施行に合わせ、これを左側の改正のとおり、平成28年4月1日以後、固定資産価格の公示、納税通知書の交付、修正等の通知がされる場合と具体的に明示する必要が生じたための改正でございます。

以上、私のほうから補足説明を終わります。議員の皆様方には御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

次、議案第28号で補足説明があれば求めます。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについての上峰町税条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、本町税条例の一部についても所要の改正が必要となってまいりました。

この中には、公布日の翌日4月1日を施行日とする規定も含まれており、議会にお諮りする時間がございましたので、急を要する規定のみ、3月31日に専決処分により所要の改正を行ったものでございます。

平成28年税制改正関連では、このほかに軽自動車税の環境性能割の創設や法人住民税法人税割の税率改正等が内容として含まれておりましたが、消費税増税再延期が決定をいたしますと、関連規定に経過措置等が追加される見込みでございます。よって、これらの動向を見きわめ、後日の定例議会で今回の専決以外の部分につきましてはお諮りをする予定としております。

それでは、議案第28号に関する新旧対照表を御用意ください。

右側が改正前、左欄が改正後となっております。

新旧対照表の編さんの関係につきましてですが、1ページから3ページまでを大きな第1条の改正として通常の本則及び制定附則の改正とし、4ページ以降につきましては、昨年12月に改正を行った町たばこ税旧3級品の税率引き上げに関するものでございまして、未施行規定でございますところの改正附則第6条の規定の一部改正を大きな第2条として掲載いたしております。

それでは、1ページの下段をお願いいたします。

第18条の2は、災害等による申告等期限の延長に関する規定でございますが、行政不服審査法の施行により「申立て等」は「審査請求」に統一をされましたので、規定中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

めくっていただいて、2ページをお願いいたします。

第56条は、固定資産税の非課税に関する規定でございます。

公益社団法人等が設置する幼稚園や医療関係養成所、研究所等に関する非課税申告に関する規定でございますが、これまで設置者として規定されていた「独立行政法人労働者健康福祉機構」は4月1日をもって独立行政法人労働者安全衛生総合研究所と統合されまして、「独立行政法人労働者健康安全機構」に改編をされております。第56条は、この改編を受け、所要の改正を行うものでございます。

同じページの下段、第59条の改正規定も第56条の改正に準じたものでございます。

3ページをお願いいたします。

制定附則第10条の2として、第3項の次に第4項、第5項、第6項、第7項を加え、改正前の第4項、第5項をそれぞれ第8項、第9項とする改正でございますが、こちらのほうの規定につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置を自治体条例で定める地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例と呼ばれるものでございます。

地方税法には公益的事業に対する課税標準の特例措置が期限つきで規定されておりますが、わがまち特例は、適用期限が到来したものの、環境保全、災害対策などで今後も一定の効果が期待できるものについて自治体の条例に規定することで特例期間の一定期間延長を可とする制度でございます。特例割合は、国が示す所定の範囲内であれば自治体が独自に設定することも可能となっております。

それでは、左欄の第4項以下をごらんください。

こちら全て償却資産が対象でございまして、改正後の第4項は太陽光発電設備、第5項は風力発電設備、第6項が水力発電設備、第7項がバイオマス発電設備とそれぞれ規定をしております。

適用期間を平成28年4月1日から平成30年3月31日まで2年間延長します。新たに固定資

産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準額を第4項太陽光発電設備と第5項風力発電設備については課税標準となるべき価格の3分の2、第6項水力発電、第7項バイオマス発電につきましては2分の1に軽減をいたします。

例えば、当該設備を平成28年4月から12月の間に取得された場合、平成29年度から31年度までの3年間、固定資産税を軽減いたします。

対象となる設備の要件につきましては、太陽光発電設備を除き従来と同様でございまして、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定する認定発電設備とされています。

太陽光発電に関しましては、適用条件が見直された上での措置となります。改正前は、再生エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備であり、かつ低圧で10キロワット未満の住宅等太陽光発電設備を除く設備が対象でございましたが、改正後、特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、かつ政府の補助を受けて取得した設備、すなわち自家消費型太陽光が対象となってまいります。

特例対象が、いわば固定価格買取制度の適用を受ける主に売電目的の事業用太陽光発電設備から工場等に設置する自家消費用の太陽光発電に対象が切りかわったものでございます。

なお、本町の特例割合3分の2等につきましては、国の参酌基準を採用いたしております。

同じ3ページの下段、第10条の3第8項の規定は、いわゆる省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額に関する規定でございます。

費用面の要件に関して、これまでは窓の断熱改修またはこれとあわせて行う省エネ改修費用の合計が500千円超という規定となっておりました。改正後は、500千円超という部分は変わりませんが、国または地方公共団体の補助金を控除した実質負担、いわば手出し額が500千円超と変更されたことに伴い、減額申請の際に当該補助金額を明示する書類の添付を義務づけるものでございます。

1枚めくっていただいて、4ページ以降をお願いいたします。

ここからは、大きな第2条の改正となっております。

冒頭でも申し上げましたが、改正附則第6条の規定は、昨年12月に改正を行った町たばこ税旧3級品に係る税率の段階的引き上げに係る手持ち品課税を規定した部分でございます。

当該改正規定の施行期日は本年4月1日でございまして、3月31日専決の時点では未施行の状態であり、未施行規定の一部改正ということで大きな第2条として編さんをいたしたものでございます。

内容につきましては、法改正に伴う条項のずれ等を整備するものでございまして、12月議会で案内した中身が変わったものではございません。

説明が重複をいたしますので、当該規定の内容説明は割愛をさせていただきます。

以上、議案第28号 専決処分の承認を求めることについての補足説明といたします。よろ

しく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

議案第29号及び第32号について補足説明を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。4月1日の人事異動発令により健康福祉課長を仰せつかりました河上と申します。以後、お見知りおきのほどよろしくお願いいたします。

さて、私のほうからは、議案第29号及び議案第32号の補足説明をさせていただきます。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認からになります。

平成28年3月31日に地方税法等施行令等の一部を改正する政令第56条の89により所要の改正がなされていることを踏まえ、改正に関し、いとまがなかったため、必要な改正においてのみ同日に専決処分を行いました上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

保険税は、政令により賦課限度額が定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内で条例で規定することとなっております。

今回の賦課限度額の引き上げにより、中間層に配慮した保険税設定が可能となることに加え、中間所得者層に配慮した保険税設定が可能となります。中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本町では政令に定める限度額を賦課限度額とし、国保税の限度額の引き上げ及び低所得者保険税軽減措置の対象拡大としているところです。

それでは、お手元にございます新旧対照表により御説明をさしあげたいと思います。

新旧対照表1 ページ目の第13条第2項をごらんください。基礎課税額を「52万円」から「54万円」に改正するものです。

事項第3項におきましては、後期高齢者支援金等課税額を「17万円」から「19万円」に引き上げます。

第13条の2は、裏面の2ページにわたっておりますので、裏面をごらんください。

第1項本文中で、減額後の限度額を「52万円」から「54万円」へ、「17万円」から「19万円」へそれぞれ改正を行うものです。

2 ページ中段の同項第2号は5割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者1人につき「26万円」を乗じた金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者1人につき「26万5千円」に改正するものです。

同項第3号は2割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者1人につき「47万円」を乗じた金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者1人当たりの額を「48万円」に改正するものです。

この改正の施行日は、政令施行日と同日の平成28年4月1日からとしているところです。  
以上、議案第29号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第32号 上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案第32号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款4. 国庫支出金、補正額826千円、合計178,503千円。

歳入合計、補正額826千円、合計1,052,272千円となります。

下段3ページをごらんください。

歳出、款1. 総務費、補正額827千円、合計5,279千円。

款12. 予備費、補正額1千円の減額、合計10,866千円。

歳出合計、補正額826千円、合計1,052,272千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款4. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金における補正となります。

平成30年度から実施されます国保広域化準備に伴うシステム整備が必要になりますが、その経費に伴う国庫補助金の歳入分826千円となります。

歳出のほうになりますが、4ページをごらんください。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節. 委託料、補正額827千円となります。

これは歳入でも申し上げましたが、30年度から実施されます国保広域化に伴うシステム整備に要する経費として計上しております。

システムの概要になりますけれども、今回整備するシステムは国保事業費納付金等算定システムと言われるもので、国保広域化後に佐賀県や国民健康保険団体連合会が利用するシステムとなります。

保険料収納必要額、標準保険税率など算定に必要なシステムでありまして、本年10月ごろまでにデータの準備を整え、同月には国から提供されます簡易版ソフトとのインターフェースを突合せするなどし、接続テストも予定されていることから、本議会での予算計上とさせていただきます。

システム連携対応業務委託につきましては、市町村の基礎的なファイル、これの生成が必要となることから、既存データとの互換性を加味したところで、鳥栖クラウドセンターにより連携対応を行う予定としているところです。

次に、款12. 予備費、項 1. 予備費、目 1. 予備費、補正額、減額 1 千円ですけれども、国からの補助金額に対し、歳出額で端数分が生じる関係から、予備費から 1 千円を13の委託料に財源組み替えすることで対応することとしております。

また、国の資料におきましては、今後も複数のシステム改修を要することが予測されることから、補助金を活用しつつ、五月雨式に対応していくことになるかということが予見されますけれども、その際には補正予算を計上し、お諮りしたいというふうにもまた考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、議案第29号及び議案第32号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

議案第30号の補足説明を求めます。

**○住民課長（福島敬彦君）**

皆様こんにちは。私のほうから、議案第30号につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第30号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をお手元に御準備をお願いしたいと思います。

このほど改正の理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第29号）の施行に伴いまして、利用者負担額の軽減措置を拡大する必要があるためでございます。

今後におきましても、保護者負担軽減措置が段階的に拡大されることが予想されるところでございます。

現在、本町は条例におきまして保護者負担額の算定を行っておるところでございますが、制度がたびたびかわるというたびに条例改正の議会議決をお願いすることとなり、議会議決後に利用者負担額の確定を行うことで今回のような3カ月程度の軽減措置が遅滞することとなり、保護者負担額の遡及還付等が派生することとなります。そのような状況を踏まえ、本町におきましても、利用者負担額を規則で制定することにより迅速な対応を行うものでございます。

改正の詳細でございますが、本則第3条関係、1項の1号から3号におきまして、別表第1から別表第3で定めております利用者負担額及び第2条第2項で国が定める給付単価限度額についての利用者負担額について規則で定めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。新旧対照表をお手元をお願いいたします。

まず、第3条関係、本則中第1項の右の欄、改正前でございます。下線部分の「次の各号

に掲げる」を改正後欄、左欄でございます、「法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する」に改めるものでございます。

同項改正前「当該各号」を改正後「規則」へ改め、改正前の同項第1号から第3号を改正後におきまして削ることといたします。

次に、1ページの中段以降の右欄、改正前の別表第1（第3条関係）、3ページ中段以降の別表第2（第3条関係）及び6ページの中段でございます別表第3（第3条関係）につきましては、削ることといたします。

ここまでが本条例の一部改正ということになります。

続きまして、改正に伴いまして、上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則を参考にお手元に添付をさせてもらっておりますので、御準備をお願いしたいと思います。

今回の保護者負担額の軽減措置についての概要を規則案によりまして御説明いたします。

まず、主な改正の内容でございます。

まず、1号認定、特定教育施設の利用者負担額の軽減措置、別表第1の備考の改正でございます。

要保護世帯で第3階層に該当する世帯におきましては、従来の1千円の控除に加えまして、その額の半額となります。第3階層以下で多子世帯におきましては、子供として算定される年齢の対象を拡大する規則を追加しております。

子供として算定される対象の方といたしまして、生計を一にし、かつ、支給認定保護者に監護される未成年者、2番目に支給認定保護者に監護されていた者、3番目に支給認定保護者もしくはその配偶者の直系卑属ということになっております。また、要保護世帯、備考の2に該当する世帯でございます——のうちでございますが、多子世帯は、第2子以降は無料となります。これまでは第2子半額、第3子以降は無料というふうになっておりました。

次に、第2号、3号の特定保育施設の利用者負担額の軽減措置でございます。

別表第2、別表第3の備考の改正についてでございます。

要保護世帯で第3階層世帯は、1号認定の場合と同様に1千円控除に加えまして、その額の半額となります。

また、要保護世帯で第4階層と認定された世帯であっても、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,100円以下の世帯におきましては半額ということとなっております。

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の多子世帯におきましては、1号認定第3階層に該当する場合と同様に子供として算定する対象を拡大するという規定を追加しております。

子供として算定される対象でございますが、生計を一にして、かつ、1番目、支給認定保護者に監護される未成年者、2番目に支給認定保護者に監護されていた者、3番目、支給認

定保護者もしくはその配偶者の直系卑属となっております。

2号、3号認定も1号認定と同様に要保護世帯、備考2に該当する世帯でございますが——のうち多子世帯におきましては、第2子以降は無料となります。これまでは、第2子は半額、第3子以降無料ということでございます。

この施行規則制定によりまして、迅速な対応に心がけていきたいというふうに考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

議案第31号の補足説明を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第31号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額でございますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。

款、補正額、計の順に左のほうから右のほうへ読み上げて説明をいたします。

款の12. 使用料及び手数料、補正額ゼロ、計の78,699千円。こちらの補正額ゼロにつきましては、予算額等の変更はございませんで、充当財源の変更ということで出ているものでございます。

款の13. 国庫支出金、補正額2,435千円、計の621,061千円。

款の15. 県支出金、補正額19,321千円、計400,755千円。

款の18. 繰入金、補正額50,856千円、計2,599,742千円。

款の20. 諸収入、補正額1,846千円、計の46,879千円。

歳入合計、補正額74,458千円、計8,582,525千円。

続きまして、3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の1. 議会費、補正額マイナス597千円、計76,485千円。

款の2. 総務費、補正額マイナス1,105千円、計の4,408,245千円。

款の3. 民生費、補正額マイナス11,220千円、計の1,559,056千円。

款の4. 衛生費、補正額11,685千円、計の605,372千円。

款の6. 農林水産業費、補正額1,917千円、計の376,232千円。

款の7. 商工費、補正額301千円、計の13,507千円。

款の8. 土木費、補正額40,617千円、計の254,629千円。

4ページのほうをお願いいたします。

下のほうに行きまして、款の10. 教育費、補正額32,860千円、計の489,678千円。

歳出合計、補正額74,458千円、計の8,582,525千円。

それでは、主な補正内容について御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の5. 教育費補助金、節の1. 教育費補助金、こちらのほうの右側説明欄の下段、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金17,082千円。こちらのほうは、中学校でタブレットパソコンによります英会話学習等を行うというような内容で、今回、補助金の内示を受けたことにより計上されておるものでございます。こちらに伴います歳出のほうは、後ほど御説明をいたします。

次の4ページをお願いいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金49,356千円。こちらのほうは、今回の補正予算の財源に充当するという事で基金のほうを繰り入れるものでございます。6月補正後の基金の積立額としましては、453,383千円というふうになってまいります。

続きまして、歳出のほうでございます。

ページがちょっと飛びますが、13ページのほうをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費、こちら右側の説明欄で町道補修等工事35,000千円。こちらにつきましては、現在、町内各地区の傷んでおります道路舗装、また、側溝等の補修改修費ということで計上されております。

次に、1枚めぐりまして、15ページのほうをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の8. 先進的教育推進費、節の18. 備品購入費、右側説明欄のほうでタブレットパソコン関連備品18,744千円。こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金に伴います歳出となっております。こちらにつきましては、タブレットパソコン及び関連備品の購入費ということでございます。

そのほかとしましては、各ページに上がっておりますが、4月の人事異動に伴います人件費の入れかえ、これが各課より計上されておるところでございます。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

議案第33号の補足説明を求めます。

**○文化課長（原田大介君）**

皆さんこんにちは。それでは、議案第33号 平成28年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結につきまして補足説明を私のほうから行いたいと思います。

お手元に議案の準備をお願いいたします。

この土地売買契約につきましては、平成27年度、28年度の2カ年事業として国庫補助の適用を受けまして実施しております太古木の文化財保存地区の土地公有化に係る土地売買契約でございます。

文化財保存地区、全部で1万513平米、6筆、地権者6名の方の土地であります。平成27年度に既に5,280平米、4筆、地権者4名の方からの御協力を得まして、土地の公有化を実施しております。

今年度は残りの土地につきまして、面積5,233平米、2筆、地権者2名の方から土地の買い上げをするものでございます。

土地の売買価格につきましては、平成27年度の額と同様、1平米当たり6,300円ということとさせていただきます、今年度の契約金額は合計で32,967,900円となっております。

これにつきまして、4月28日、地権者さんの同意をいただきまして、5月10日に仮契約書に署名捺印をいただいているところでございます。この仮契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、私のほうから議案第33号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議ください。よろしく申し上げます。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本日、漆原悦子君から議長の不信任決議案が提出されました。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。よって、議長の不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

この件は私の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により議長

席を副議長と交代いたします。私は退席をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

〔碓 勝征君 退場〕

○副議長（原田 希君）

それでは、議長の除斥によって、議長の職務を私、原田が交代いたします。

執行部は退席をお願いします。

〔執行部 退場〕

追加日程第1 上峰町議会議長の不信任決議案

○副議長（原田 希君）

それでは、追加日程第1. 上峰町議会議長の不信任決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。読み上げて説明にかえたいと思います。

---

平成28年6月6日

上峰町議会議長 碓 勝 征 様

提出者 上峰町議会議員 漆 原 悦 子

上峰町議会議長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

---

決議案第1号

上峰町議会議長の不信任決議

本議会は、議長 碓 勝征 君を信任しない。

平成28年6月6日

上 峰 町 議 会

理 由

2016年1月5日付で町防衛協会の会計処理不祥事問題の件として無記名で議長宛に投書がきました。文面は「聴くところによると、町防衛協会会計処理について不明瞭（不祥事）なことがあると聴くが事実か、あるとすれば“公金（税金）”なのだから、大変なことだ、明らかにすべきだ。しかも会計処理等の関係者が、現職議員（漆原悦子氏）らしいと言うから驚きだ。町民の血税をまさか、流用しているとするならば、とんでもないことだ。

これは町長・議長⇒しっかりと調査等を実施し、明らかにしてもらいたい。

強く要望する。 一町民より」と書かれていますが、内容としては町防衛協会のお金を私が使い込んだということを噂で聞いたから調べてもらいたいという程度

のもの。

同僚議員からは投書であって投書ではない、議員を疑うべきでないと言われたにも関わらず、1月6日午後連絡を受け、1月8日9時に議長室に呼び出された。

当日は副議長・議会事務局長と共に内容を確認し、町防衛協会は会長が町長、副会長が議長であり、事務局・会計担当もいて私は通帳や帳簿を見たり触ったり出来ない。また、お金を扱える立場でないと言明。議長本人が一番よくわかってあるのではないですか。

私は100%関係ないと返答したら、犬猫を追い払う時の様にしっしっと仕種をされ、謝ることもせず席を立たれ無視された。最初から何の証拠もないのに犯人扱いで人権問題である。

その後も早朝に電話があり、「貴女は白と言っているが町長はグレーと言っている。弁護士に相談しているから文書を添えて警察に持って行く」と連絡が来たので、一体何があっているのですか、訳がわからない、そこまでされたら引きませんよ、人権問題じゃないですか、と返答しましたが、これは私に対しての脅しで理由なくすべきことではない。私は脅迫されたのとらえ、女性であるがためにこのような仕打ちをされるのかと思うと悔しくて眠れません。

1月13日全員協議会で全員に投書の件を報告されたので、その場で自分の立場・町防衛協会のことを説明・理解をお願いし、2月29日の全員協議会では投書文書を全議員に開示してもらいましたが、協議の折は常に責任をこともあろうに町長に転嫁されています。

また、去年の7月24日臨時会を受け数件の問題点もあわせて協議して来た所ですが、平行線解決に至らなかった為、議長は採決をとられ、全員一致とはならなかったが、問題解決のため役職を全員白紙撤回し3月議会終了後に1から決め直すことで結論が出たにも関わらず、数ヶ月何の行動も起こさず、5月18日の全員協議会で全議員に対し、決定はしたが守るつもりはないと弁護士2名、後援会長、政治団体（上峰町をよくする会）会長の意見を添え全員協議会での決定を反故にされました。議会のまとめ役の議長として、これらの行動は許されるものではない。このような事が今後も起きれば議会および町政に与える影響は計り知れないと判断し提出します。

添付書類

- ・平成27年度上峰町防衛協会総会資料一式  
(平成26年度上峰町防衛協会歳入歳出決算書・役員名簿含む)
- ・平成24・25年度上峰町防衛協会歳入歳出決算書
- ・弁護士ほか意見書（5月18日碇議長提出分）

---

最後に、行政は町長が職員を、議会においては議長が個人を尊重し、信頼することで、一人一人が町のため頑張れると私は思っております。今回、数日前に県警の聞き取りも確認しましたので、やらせとも思えるような事案は断固許せるものではありません。

議員の皆様、自分のことに置きかえ、御審議くださいますようお願いいたします。  
終わります。

○副議長（原田 希君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許可しますので、質疑はありませんか。

○4番（寺崎太彦君）

私は、問題点が2点あると思います。

まず、防衛協会の問題を議長が調査するということは至極当然で、しかも、会長と事務局が問題点があるということで、また再度、漆原議員に電話で確認したということは、至極真つ当なことで当然のことだと思います。

もう1点、全員協議会の件でなかなか合意に至らなくて採決をしたということでもありますけれども、まさにけさ、参考人招致をしてこれから解決していこう、また、顧問弁護士からでは、全員協議会で議会構成の多数決をとられても法的効力はない、法的にやめる必要はないということを受けておりますので、私はこの決議は理不尽だと思います。

○副議長（原田 希君）

済みません。この決議案に対する質問ということで、恐らく今のは討論ではないかと思えます。後のほうで討論の時間をとっていますので、質疑ということで御理解をお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

それでは、質疑なしと認めます。これで決議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

初めに、反対の討論から許可いたします。反対討論ございませんか。

○8番（大川隆城君）

今の4番議員の発言は討論にということだったけれども、今のは反対討論ということでカウントしていいわけでしょう。

○副議長（原田 希君）

はい、もう一度言ってもらって結構です。今から討論をやりますので、討論ですよ、先ほどの。 （「はい、もう一度」と呼ぶ者あり）

○4番（寺崎太彦君）

再度言います。私は、この不信任決議案に反対討論をさせていただきます。

再度申しますけれども、問題点を2点上げておられますけれども、防衛協会の件で議長が調査するということは至極真つ当で、防衛協会の会長、また事務局長から聞いたところ、問

題があるということをお聞きして、それをもって議長は電話でまた再度お聞きしたということで、至極真つ当なことで、また、2点目の全員協議会で議会構成を変えるということを賛成多数ということでしたけれども、ずっとその問題は今でも引きずっており、その問題を解決するために参考人招致をして、また別の機会の問題点を整理して解決していこう、そして、その議会構成の多数決が顧問弁護士によると、全員協議会で議会変更の多数決をとられても法的効力はない、法的にやめる必要はない、役職返上する必要もないということを披露されておりますので、よって、この不信任決議案に私は反対ということを申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（原田 希君）

次に、賛成の討論を許可いたします。

○7番（吉富 隆君）

この問題を取り上げなくて、どこで議会は取り上げるんですか。議員の皆さんもよくよく承知をしていただきたい。無記名ですよ。

投書の内容を見ますと、うわさなんですよ。議会の置かれておる立場を理解している議員さんなら、当然これは表に出すべき問題じゃないと判断せざるを得ない。なぜならば、うわさのうわさを裏づけがないまま表に出すというのはできない。記名であれば当然やるべきだ。それもないのにね、議長室に呼びつけて、関係ないよと言ったら、犬猫みたいにこうこうやっているんだよ。これは人権問題なんだよ。相手がそうとればそうなんですよ。

それから、この投書文を弁護士をつけて警察に持っていくということなんですが、これは告発に値するものであって、本人としては、捉え方だと思うけれども、脅迫されたという捉え方をされているので、これは当然また人権問題、パワハラ問題も出てくるだろうと思うけれども、これは弁護士がこう言ったからどうだということは考えにくい。なぜならば、議会のことは議会で解決すべきですよ。誰でも議会の中に入り込むことはできない。これが議会構成なんですよ。だから、これは当然取り扱いをしなくちゃならない。

我々議会人は三権分立が基礎なんですよ。と同時に、行政と立法の置かれておる立場は全然違いますから、そういうことを踏まえていけば、こういう問題等々には何回となく私も接触をしてまいりました。これは議員個人個人が権限を持っていますので、議長の裁量で最終的な結論を出されると思うけれども、私は不信任決議案については賛成の立場で申し上げております。

議員の置かれておる立場、議員はどうあるべきかというふうなことをやっぱり認知していただきたい。理解もしていただきたい。私はこういうことについては、議会の正常化を求めするには絶好の機会であると思っています。

何ほ法的拘束力がないといえども、全員協議会で議長みずから決をとって決まったことを

2カ月もほうっておいて、後で放棄だよと、そんなことあり得ないでしょう。

僕は、そういった意味も含めたところで賛成の立場から発言をさせていただきます。終わります。

**○副議長（原田 希君）**

それでは、反対討論はございませんか。

**○8番（大川隆城君）**

今、いろいろと提案理由の説明、それから討論をお聞きさせていただきました。

本日も先ほど同僚議員言われるように、朝からこの関係も含めていろいろと報告なり、協議なりあってまいりました。

そういう中で振り返ってみますと、漏れ聞いたところでは、何月やったか忘れましたが、区長会あたりでもこの関係については問題じゃないかというふうな御意見が出ておったようにも聞いております。

そのときも町長が会長ということで、それなりのお答えはされているようでありますけれども、その後について、今回こういうふうな形で議会にも届いた。それは御案内のとおり、議長が防衛協会の副会長という立場でもあるものですから文書が来たということでありましょう。

ただ、先ほどからありますように、今回ぼんと出ただけならば、どうでも私たちもまだ中身も何もわかりません。今言うように、今回ぼんと出ただけならばあれですけども、前段でそういうこともあった上で今回のことにつながってきているんじゃないかという感じもいたします。

ですから、やはりお互いに何かこう消化不良を起こしたまんまでどうだこうだというよりは、やはりきちんと調査するべきはして、はっきりとどうだというのをした上でこうだというふうな結論を出すことがお互いにすっきりした形といたしますか、当人は絶対違うと言われれば、そういうふうな答えが出ればいいことでもありますし、ですから、今は中途の段階でこういう形で議長がというようなことは、ちょっと早計じゃないかという感じもいたします。

ですから、いろんなやりとりの中では、それはやはり気にするような発言とかあったかもしれない。私たちがそこで聞いたわけではないですから。しかし、私としては、もう少しきちんと調べるべきは調べて、その上でどうだということをしていくことが必要じゃないかと思えますものですから、今回のこの件につきましては反対ということで表明をさせていただきます。

以上です。

**○副議長（原田 希君）**

次に、賛成の討論を許可いたします。

○3番（田中静雄君）

この問題については、全員協議会でも私は申し上げました。無記名で投書されたものについて議会が一々タッチしよったんじゃない、幾ら体があっても足らんじゃないですかと、これは必要ないということを書いてきたつもりです。

それと、弁護士に相談して、文書を添えて警察に持っていくぞと。これは明らかに脅迫です。とんでもない話だと私は思っています。もう少し言葉を慎んでもらったらいんじゃないかと思います。賛成の立場で発言させてもらいました。

○副議長（原田 希君）

反対討論を許可いたします。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

それでは、反対討論、賛成討論ないので、これで討論を終結いたします。

これから決議案第1号を採決いたします。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（原田 希君）

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対して裁決いたします。

決議案第1号 議長の不信任決議案については、議長は可決することに裁決します。よって、上峰町議会議長の不信任決議案は可決されました。

しばらくお待ちください。碓勝征君、執行部を入场させます。

私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

〔碓 勝征君、執行部 入场〕

〔副議長、議長と交代〕

○議長（碓 勝征君）

会議の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。

午後3時42分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（碓 勝征君）

休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

これをもって延会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時16分 延会